

都市計画法による市街化調整区域における開発行為について

法第29条 開発行為の許可

法第34条 市街化調整区域の許可基準

根拠法令	施設用途（アンダーパーはサウンディング調査等における事業者提案）	県 開発審査会	市 開発許可	事業主体	
				市	民間
(1) 法第29条第1項第2号 市街化調整区域で建築する農業、林業、漁業の用に供する建築物	農林漁業用施設 温室、野菜集荷施設、果実集荷施設、きのこ栽培施設	×	×		○
(2) 法第29条第1項第3号 公益上必要な建築物のうち開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用が図られるものとして政令で定める建築物	図書館、公民館、都市公園法の公園施設、死亡獣畜取扱場、屠殺解体施設、市の施設（研究所、試験場、体育館、研修センター、健康増進施設） *1 設置条例を制定し、指定管理者制度により管理運営	×	×	○	*1
(3) 法第29条第1項 都市計画区域内における開発行為をしようとするものは県知事の許可を受けなければならない	1ha以上の運動・レジャー施設（法第34条に規定される第二種特定工作物）	×	○		○
(4) 法第34条第1項第4号 農業、林業、漁業の用に供する建築物で、法第29条第1項第2号の政令で定める建築物以外のもの建築	農林漁業用施設 農産物加工施設、食肉処理施設（日本標準産業分類による）	×	○		○
(5) 法第34条第1項第10号 地区計画に定められた内容に適合する建築物 ※ 地区計画の策定には、1年程度を要す	撮影スタジオ、OA機器の整備場、イベント施設、データセンター、ドローン研修場、日本語学校、学習施設、山里体験宿泊施設、消防車整備・消防訓練施設、農業体験拠点施設	×	○		○
(6) 法第34条第1項第14号 県の開発審査会の議を経て、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがない開発行為	介護老人施設、農産物直売所、地域包括支援センター、高齢者福祉施設（千葉県開発審査会提案基準）	○	○		○